

むつ市議会第187回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成18年3月15日(水曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 22番 工藤孝夫 議員
- (2) 53番 慶長徳造 議員
- (3) 18番 柴田峯生 議員
- (4) 1番 濱田栄子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	濱田栄子	2番	山本留義
3番	白井二郎	4番	村中徹也
5番	堺孝悦	6番	川端一義
7番	川下八十美	9番	菊池一郎
10番	新谷功	11番	高田正俊
12番	村川壽司	13番	東健而
14番	澤藤一雄	15番	石田勝弘
16番	富岡幸夫	17番	杉浦守彦
18番	柴田峯生	19番	杉浦洋
20番	久保田昌司	21番	横垣成年
22番	工藤孝夫	23番	大澤敬作
25番	東谷良久	26番	東谷正司
27番	佐々木隆徳	28番	立石政男
29番	竹本強	31番	坂井一利
32番	福永忠雄	33番	板井磯美
34番	飛内賢司	35番	赤松功
36番	田澤光雄	37番	徳誠
38番	佐々木肇	39番	鎌田ちよ子
40番	菊池広志	41番	野呂泰喜
43番	千賀武由	44番	目時睦男
45番	田高利美	46番	澤田博文
47番	菊池清	48番	柏谷均
49番	工藤清四郎	50番	服部清三郎
52番	杉本清記	53番	慶長徳造
54番	佐藤司	55番	牛滝春夫
56番	本間千佳子	57番	半田義秋
58番	坪田智十司	59番	斉藤孝昭
60番	中村正志	61番	富岡修
62番	川端澄男	63番	宮下順一郎

欠席議員（5人）

8番	小林正	24番	松野裕而
30番	千船司	42番	工藤直義
51番	池田正利		

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委 教員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営 企業者	杉山	重一
代査 表員	菊池	十 四夫	選挙 管理 委員会 事務 代理	佐々木	鉄郎
農委 員 業 会 長	立花	順一	総務 部長	齋藤	純
企画 部長	渡邊	悟	民生 部長	高橋	勉
保健 福祉 部長	名久井	耕一	経済 部長	森	正剛
建設 部長	藤井	幸男	教育 部長	宮下	孝信
教委 事務 局長	新谷	加水	監査 委員 局長	小川	照久
総務 課 副 長	佐藤	節雄	企画 部長	工藤	武勝
企画 調整 部長	近原	芳栄	選挙 管理 委員会 事務 局長	大芦	清重
農委 事務 局長	西山	肇	公企 副工 務課 長	祐川	美佐男
企画 課 部長	奥島	愼一	企画 政課 部長	下山	益雄
川所 舎所 内 長	佐藤	吉男	大所 舎所 畑 長	中嶋	康夫
脇野 舎所 長	千船	藤四郎	脇野 教育 委員 課	山崎	秀春
総務 課 副 長	濱田	賢一			

事務局職員出席者

事務局 長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務 係 長	古川	俊子
庶務 主任	濱村	勝義	調査 係 査	青山	諭

庶務係任 赤石奈穂子

議事係事 葛西信弘

開議の宣告

午前10時05分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は54人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月8日、市長から今定例会に提出しております平成18年度むつ市一般会計予算書、予算説明書の一部に誤謬訂正がありました。既に同日開かれました予算審査特別委員会において配布しておりますので、ご了承願います。

次に、先ほど開かれました議会運営委員会において、3月7日建設常任委員会に付託し、既に審査を終えております2議案について、明日の本会議一般質問の後に日程として付託議案の審議を行うことが決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより工藤孝夫議員、慶長徳造議員、柴田峯生議員、濱田栄子議員、大澤敬作議員、横垣成年議員、村川壽司議員、斉藤孝

昭議員、東健而議員、鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、澤藤一雄議員の順となっております。

今日は、工藤孝夫議員、慶長徳造議員、柴田峯生議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

工藤孝夫議員

○議長（宮下順一郎） まず、工藤孝夫議員の登壇を求めます。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第187回定例会に当たり、通告に基づき一般質問を行います。

第1に、大湊へ設置計画の新型レーダー、通称XXについてであります。新聞報道によると、米軍がアメリカ本土防衛用レーダーをつがる市の航空自衛隊車力分屯基地に配備しようとするのと時を同じくして、防衛庁が国産初の弾道ミサイルを追尾できる新型レーダー、通称XXを全国4カ所に配置する、うちその一つを2008年度から2011年までに大湊分屯基地に配備される予定だとしています。米軍は、車力に配備予定の新型レーダーと防衛庁がむつ市に配備予定とする新型レーダーは、日米一体で運用し、情報も共有するとされています。これらのことは、日本の防衛に関係なく、米軍のアメリカ本土への弾道ミサイルの探知、遊撃が目的と指摘されるのも当然のことです。

本県は、沖縄に次ぐ重要基地と言われる三沢基地があります。このたびの車力と大湊のレーダー配備計画は、米軍の軍事拡大強化を一層担わされることとなります。同時に軍事的な緊張感の高まりを招くことは必至であります。万一の場合、戦渦に巻き込まれる可能性もある重大な問題であります。今、市民から不安の声が起こっているのもこの点にあります。こうした見地からお尋ねいた

します。

第1点に、こうした重大事案が市に対し、国からの説明はあったのかどうか、第2点に、これらについての市長の見解はどうか、ご答弁を求めます。

質問の第2は、介護保険についてであります。2000年に介護保険制度がスタートして6年になりました。そもそも制度の導入は、老老介護という言葉に見られるように、家族だけでなく、社会の責任として担うべきという国民の強い願いからスタートしたものであるということも一つの要因をなしておいたのはご承知のとおりであります。しかし、政府は高齢者介護に対する国の負担を減らし続けることに重点を置いてきました。事実それまでは国が介護にかかわる費用の2分の1を負担していたものを、導入後は4分の1に減少してしまいました。そのうえ3年後の改定で大幅な値上げを行ってきたのもご承知のとおりであります。施設の未整備も要因して、保険あって介護なしとの国民の声が起こっているのも、憲法第25条の言う国の社会保障的義務と国民の生存権が脅かされているというのが実態ではないでしょうか。

さらに重大なことに、昨年10月の給付の改悪により、介護保険施設などの施設の居住費、食費やショートステイ滞在費を保険適用外とし、全額自己負担とされたことで、今深刻な事態が生じております。青森県保険医協会の調査によると、昨年の10月に次いでことし1月の利用者について、478事業者を対象に改定の影響を聞いた結果が報道されました。それによりますと、173事業者、内訳、施設80、通所153、ショートステイ63から回答が寄せられ、改定後の負担増で退所した利用者は6事業所で10人いたとしています。月額負担増額別では、2万円未満が8人、3万円から4万円未満が1人となっています。負担増での入所取りやめは11事業所で40人、通所施設では「食事を

利用しなくなった人がいる」が10事業所で14人、「通所が減少した」が34事業所で1,009人となっております。ショートステイでは、昨年10月に比べ、利用者が減少した事業所が16となっています。また、収入の変化として、ショートステイ事業所は76%に当たる48事業所で減収したとしています。このように10月改定後の調査結果として、今月7日報道されました。実施した県保険医協会は、介護保険見直しにより、利用者ばかりか事業所にも大きな影響が出ている、4月に介護報酬が変われば一層深刻な事態になる、このように指摘されているのであります。

私は、以上の実態を直視するとき、今後市民の介護利用費、被保険者の負担増は重くなる一方であり、お金のあるなしで命と健康が左右されることは必至だと危惧するものであります。

私は、こうした観点から、保険料、利用料の減免制度を国以外の市独自として拡充策をぜひ検討されるよう強く要望するものであります。今議会に介護保険料の改正議案も提出されております。わずかな年金からも医療、保険料とセットで徴収されるわけで、これ以上の市民の負担は耐えがたいものであります。市長におかれましては、前向きな誠意ある答弁を求めて、最初の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、FPS XXについてのことでありますが、配置計画につきましては、航空自衛隊第42警戒群大湊分屯基地から説明を受けております。その説明によれば、現在あるレーダーは設置後20年以上も経過し、それを覆うドーム自体の老朽化が進んでいること、またレーダーの機能として、時代に見合った、より高性能なものに更新する必要

性が生じてきたことなどが再配置する大きな理由であるということであり、つがる市の車力に配置が計画されております米軍のXバンドレーダーは、ミサイルを対象としているのに対し、大湊に配備計画のFPS XXはミサイルと航空機を識別できるタイプのレーダーであるとの説明を受けております。いずれにいたしましても、大湊のサイトを含めて全国の4カ所に平成18年度から平成22年度にかけて配置し、我が国の防衛をより強固なものにしたいという意向でありました。レーダーでありますから、電波を発するわけでありませんが、これまでも釜臥山のレーダーでテレビ等に影響がなかったように、新たなレーダーでもそのような心配はないということであり、加えて160億円を超える工事費が予定されており、約5年に及ぶ工事期間中の市の経済に及ぼす効果も期待できることから、レーダーの更新については特段問題はないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険施設の利用料についてですが、制度改正により昨年10月から施設入所者などの食費及び居住費が利用者負担となりました。これは、在宅でのサービス利用者が食費や光熱水費等を負担しているのに比べ、施設入所者についてはそれらが公費で賄われているという不公平感があるため、これを是正したものであり、国の方針として高齢者の方々が住みなれた自宅で介護が受けられるよう在宅重視への転換を図ったものであります。

次に、介護保険料についてですが、今回追加提案させていただきました平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間における介護保険料は、旧4市町村とも第2期介護保険事業計画期間に比べ増加しており、被保険者の方々には新たな負担をお願いすることとなるものであります。

制度発足当初、保険あってサービスなしを懸念する向きもございましたが、現在では基盤整備が進み、介護保険制度は着実に浸透してきたものと思っております。一方におきまして、議員ご承知のとおり、サービスが行き届くほどに保険給付費が増加し、それに比例して保険料も上げざるを得ないものであります。議員が心配しておられるところの低所得者への対策についてであります、現在5段階の所得段階別保険料を採用しておりますが、来年度からの第3期介護保険事業計画期間におきましては、6段階方式を採用することとしております。これにより現在の第2段階が細分化され、より低所得の方々の保険料が第1段階と同じ保険料に設定されることになっております。

また、本年4月に税制改正が行われるため、その影響で所得段階が上昇する方がおられますが、これらの方々には本来の額に一定割合を乗ずることにより、保険料を低く抑える激変緩和措置が2年間とられることとなっております。利用料の軽減につきましては、現在所得段階に応じて一定の負担を超えますと、保険給付分については高額介護サービス費として支給されており、食費及び居住費に関しましても、所得段階に応じて負担限度額が定められ、それ以上の増加にはならないよう配慮されております。

また、市では社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を実施しており、社会福祉法人等に低所得者の方々の利用料を軽減していただき、その軽減額の一部を市が当該法人に補助することで低所得者の利用料の軽減に配慮しております。さらに、震災や火災等の災害、あるいは著しい収入の減少等により保険料の納付が困難な場合には、徴収猶予及び減免の制度も設けられております。

介護保険制度における保険料、利用料、いずれにつきましても国に準拠した対策となっております、

議員ご発言の市独自の軽減措置等については保険料に対する法定以外の一般会計からの繰り入れはできないものとされており関係上、減免や軽減をした場合の不足分は保険料内で賄わなければならないため、他の被保険者の方々に影響がでることとなり、実施には慎重な対応が必要なものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） まず、通称XXのレーダーの配備の問題であります。航空自衛隊第42警戒群大湊分屯基地から説明を受けたということでございますが、この配備計画は、いつその説明を受けたのか、防衛庁の所管であるはずなのに、国・県からの説明がないというのはどういう理由に基づくものなのか、お答え願いたいと思います。

また、この配備によって部隊の編成はどのようになるのか。変わるとしたら、どういう編成になるのか。この点もあわせて答弁を求めたいと思います。

2点目は、約5年間に及ぶ工事期間だという答弁でしたが、軍事機密だということで、この工事の期間中、あの釜臥山への登山、あるいはそれを經由して恐山へ行く、そうしたことへの観光客への影響が及ばないのかどうか、その点もあわせて答弁を求めます。

まず2点、お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 説明をいただいたのは、昨年12月20日、仙台防衛施設局と第42警戒群司令とが同道されまして、説明に来られました。現在ある施設の改善と改良を行うという内容の説明であり、部隊の配置等については、これから先検討した後連絡をするということでありまして、特に詳細な説明はいたしませんでした。

それから、大湊方面から釜臥山の方に登る道路

は、航空自衛隊の専用道路でありまして、かつては特に同意をいただいて観光客のために使わせていただいておりましたのですが、当時のむつ市が電源三法交付金を活用して、恐山の方から登ってくる道路を新しくつくりました。そのことによって、釜臥山に登る道路が快適になり、利用しやすくなったという認識を持っておりますし、専用道路の方はかなり高度な運転技術を持っていても車の走行が少しく危険であるというような事情もございましたので、それらについては我々がつくりました道路を使っていただくことによって観光に不自由は生じないものという認識を持っております。

○議長（宮下順一郎） 22番。時間はたっぷりありますので、一問一答でございますので。

○22番（工藤孝夫） 答弁漏れで先ほどお聞きしましたけれども、部隊編成が変わるのかどうかということについてお聞きしたわけですが、これについてはどうですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほどお答え申し上げましたように、5年間をかけて建造する施設でありますので、その間に検討をし、改めて申し入れをする、こういうことでもありますので、そのようにご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 電波は当然発するけれども、テレビ等への影響はないと先ほど答弁をいただきました。ラジオだとか携帯電話、こういうものにも影響はないということなのかどうか、お聞かせ願いたい。

それから、160億円の工事費が予定されているという答弁もありました。この点で、波及効果ということについて関連してお尋ねいたしますけれども、これは地元業者等の参入があるということなのか、160億円の工事費の何割ぐらいが市に落

ちるだとか、そういういわば経済効果について、わかりやすくご答弁願えれば大変助かりますけれども、よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 最初の電波の影響ということでございますが、これは当然かなりの強い電波は出します。今も同じようになり強い電波は出ていますけれども、これが例えば一般の方のラジオや携帯電話に影響があるというふうなことがあれば、これは当然困るわけでございまして、それなりの事前の調査も含めて、またあそこには今勤務している職員もでございます。そういったわけで、周りへの影響はないように、その辺は十分に事前調査をして行うといったようなことではございました。

また、車力の方のXバンドレーダーは、これは非常に波長が短いのですけれども、短くなればそれなりに細かいところまで識別できると。こちらは、それとはまた違った形のレーダーだといったようなことです。詳しい周波数とかパワーとか、そういったものについては、これは内部機密で、教えてもらうというわけにはまいりません。

それから、経済波及効果と言いますけれども、これは内部的な本体、心臓部は当然国の機密と、重要機密でございますので、これはメーカー以外は多分知り得る道はないと思いますけれども、それにかかわる周辺のものについてどれぐらいの経済効果があるかといったようなことについては、ある程度計画が進んだ段階でないとわかりませんが、余り期待できないレベルかもしれません。あれは、ほとんど本体だけなのです。中で人が住むというようなものではございませんので、市の関係業者が、というわけにはなかなかいかない部分がほとんどではないかなと。ただ、これだけの額ですので、全くないというわけにもいきませんし、私どもといたしましては、できるだけ関係ないと

ころは地元へ落としてくださいといったようなこととお願いしたいこととでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 160億円の問題については余り、そこが主眼でありませんので、論じたくないわけですが、余り大した効果はないというふうなことなのですが、確かに軍事機密に属する問題でしょうから、機材だとか、さまざまな問題はそう地元の業者だとか、そういうものは取り扱うということはないということは容易に察していただけるわけですが、だとすればどういうものでむつ市に経済効果が及ぶのかというようなことについて、最初の答弁はそういうものがあるからというような、かなり期待をにじませた答弁だったのに、再答弁になればトーンダウンするわけで。その点はちょっとなかなか納得いかない部分ですので、これについて再度ありましたらご答弁願いたいと思えます。

それから、市長はこのレーダーの配置については、特段問題はないという見解です。新型レーダーの配置は県内各基地と。この連携によって、市民あるいはマスコミで広く指摘されているように、事、万一になった場合に戦渦に巻き込まれる、こういう危険というのは非常に高い、そういうリスクが多い、私はそう思う。そこに市民や広くマスコミの懸念されている問題があるというふうには私は考えるものです。そこで、こういう不安を抱える市民に対して、市としてどういう説明をされるのか、説明される意思があるのか、この点についてお答え願いたい。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 経済効果という面では、働く人たちが入ってくる、その方々が経済効果の第一だろうと思えます。また、土の関係の工事ですとか、そういうものは大体地元で今までやってきて

いる仕事が多いわけですから、そういう部分での地元業者が受注するものも出てくるだろうと、このように思います。

また、先ほども申し上げましたが、このレーダーは今あるレーダーが20年たっているもので、少し機能に劣化も目立つでしょうし、新しく開発された機能ももつけ加えるということでもありますから、現在あるレーダーと大した変わらないものが見つくのだからという認識でよろしいのではないかと私は考えております。

説明するとしても、私ども説明する材料を持っていません。もし必要であれば、こちらから取り次いで防衛施設局等からの説明に来ていただくことは可能であろうと思っております。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 市長は、今その材料を持っていないと、だから市民に対してもなかなかそういう考えというふうなのは踏み切れないというニュアンスのことだったと思うのですが、しかし防衛庁から市にそういう説明があったわけですから、肝心の市民がさっぱりわからないということであってはならないと思うのです。ですから、今の答弁からいっても、わからないことがあったら、やはり理事者がきちっと防衛庁なり国・県なりに確かめて、そして市民に不安を及ぼさない納得のいくそういう説明の段取りをとるべき、これが私は市の最低の義務であろうというふうに思うわけですが、この点についての見解をお尋ねします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） つまりどの辺をどう聞きたいかということもわからないのに説明会を開く、さあ、それはわかりません、これはどうもはっきりしませんでは説明にならない。でありますから、こういう施設を準備する防衛施設庁、防衛施設局に説明会を開いてもらうように要請する準備があります、ということですから、ご理解を願いま

す。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 市民に対して説明する用意はあるということ答弁されましたので、その点を確認して次に移りたいと思います。

介護保険にかかわるむつ市の軽減策の問題であります。まず、最初にお尋ねするわけですがけれども、先ほど県の保険医協会で調査した昨年10月以後の施設の居住費、食費、ショートステイ滞在費の自己負担の影響についてのアンケートの結果を紹介させていただきました。やっぱり事態は深刻になっているというふうに理事者の皆さんも感じたものと私なりに推察いたしますけれども、この保険医協会が行った調査のように、市でも市内の施設あるいは入所者、利用者等へのアンケート等によるそういう実態調査、実態の把握、こういうことを行って、今後の市の福祉政策に役立てていくということは極めて重大な、重要な問題だというふうに私は思いますけれども、そういう調査をする意思があるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

議員お話しの実態調査ということでございます。まず本市の状況を若干申し上げますけれども、退所した方は制度改正以降、聞き取り調査いたしました。退所された方はいないという状況でございます。

なお、議員お話しの実態調査につきましては、入所、退所等の異動があった場合、各施設の方からその都度報告を求めてございますので、これについては今後も継続してまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 答弁の中で、一般会計からの

繰り入れについては適当でないという国の方針だということなのでできないということでした。そこでお聞きいたします。繰り入れはできないということでしたけれども、これは地方自治法上のどこに当たるのか、これをお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

一般会計からの繰り入れの部分でございますけれども、あくまでも国の方針、そして指導ということでございまして、こういう市町村独自の減免措置等を講じるのであれば、保険料の範囲でやりなさいという指導でございます。一般会計からの繰り入れというのは保険給付費に対する12.5%というルールがございますので、それを超えてはならないという規定もございますし、今のように市独自の減免措置というものについては保険料で対処しなさいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 今部長が答弁されましたように、これは一般会計から繰り入れてはならないという性質のものでなくて、あくまでも国からの指導だということであります。このことは、2002年3月19日、参議院で当時の坂口厚生労働大臣が明確に述べておりますが、一般会計からの繰り入れということについては、奨励はしていないけれども、自治体の主体性を尊重していると、こういうふうに答弁されておりますから、明確だと思っております。そうなりますと、あとは財政と相談して市長が決断すれば済む問題だと私は思います。市長の決断ある見解を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 国の方針を守る考えであります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） これは、財政が将来的に好転していった場合でも国の方針を守るということで理解してよろしいか、一切一般会計からの繰り入れはしませんよということなのか、お聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財政再建計画では、あと四、五年赤字の状態が続くと。私は、あと3年半しか任期がございませんけれども、次の選挙に勝たないちは結論を申し上げるわけにいきませんので、どうぞご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） そういうことだそうですから、そういうふうに受けとめておきたいと思います。

そこで、市長は施政方針の中で格差の是正ということ繰返し強調されております。この点は、非常に大事なことだというふうに私も思います。合併して丸1年になりました。合併推進の最大の効果として言われたのは、まくら言葉のように、サービスは高く、負担は低くということでございました。しかし、合併してみると大違いだったというのが多くの旧町村民の声であったということだと思います。

そこで、合併してよかったと言える目に見える対策を打ち出すというのが、とりわけ当時合併協議会の会長でもありました市長の責務も重いものがあるというふうに私は思います。今介護保険料の改正案が提案されているわけです。内容は、基準月額4,500円として、旧むつ市が600円のアップ、旧川内町が700円アップ、旧脇野沢村が900円のアップ、旧大畑町は旧市町村より400円低い14,100円ということで、1市2制度とされたわけですが、1町とはいえ、市民負担の低いことは評価できません。大変いいことだと思います。しかし、格差がある、基準額のアップとあわせて保険料のアップ、また何回も繰返しますけれども、格差があると

というようなことについては評価できるものでありません。したがって、その合併の精神に基づいて、大畑地区と均一にして市の被保険者の軽減を図るべきだというふうに思いますけれども、そういう考えがありますかどうか、この点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併協議会で決めました1市2制度あるいは3制度といったようなものは、何個かございます。この合併協議会で決めたものをそれぞれの旧市町村議会が了解をして合併に同意をしていただいております。ですから、合併協議会で協議されて決められました方針は、守らなければならないものであります。そういう方針を、今合併したから、もう提案権は市長にしかないのだからいいだろうというわけにはいかないのが、これは信義誠実の原則でありましょう。あるいは地方自治法の精神でもありましょう。ですから、現在提案しておりますような考え方をご採択いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 市民にとってよいことは大いに守られるべきであります。しかし、市民の皆さんが困って実態に合わなくなった場合には、やはり合うような方策がとられてしかるべきだと思うのです。そういう精神に立たないと、いつまでたっても格差の是正というものは生まれません、私はそう思うのです。そこから今さまざまな問題が起こっている。ですから、そういう点での市長の考えは、少し偏屈なのではないかなと私は思うのですが、もう一度ご答弁を願います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市民生活の中での格差は、これは国でもどうにもならない、是正したいという考えは示していますけれども、具体策は示せない。その格差と保険料の格差とは問題が違うというこ

とをご理解願いたい。保険料の場合は、先ほど申し上げましたように、合併協議会でこの方向でいってほしいという提案があって、それを取り入れ、それぞれの旧市町村議会がその内容を納得して議決をしていただいている。偏屈でも何でもないので、守っているのです、私は。ただし、早い時期に一本化する必要はあるという認識はありますが、それはあくまでも議会とご相談のうえで一本化を図っていくということでありますので、ただかたくなな気持ちで格差を守っていくという立場ではないということをご理解をいただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） であれば、報道にあるように、審議会の中でも均一にすべきだという声が出たという報道がありました。合併の際の協議会の中で決められてあって、それは守られるべきなのだという立場に立てば、そういう議論も声も出さずがないのです。そうではありませんか。そうでないから、いや、均一にすべきだ、いや、50%アップになれば大変だからということではいろいろ審議会の中でも議論になったのではありませんか。その点、どう考えますか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 審議会の考え方は審議会の考え方で、最終的に決めいただくのは議会の結論であります。議決であります。議会があって初めてこのような条例等は改正できるわけでありまして、今ご提案申し上げているものにご不満であれば、そのような議論を展開していただきますようお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） そういうふうに議会の方にさじを投げるといふようなことは、市長、余りいい考えではありませんよ。しかし、提案するのは市長です。確かに決めるのは、議会が議決するのは、

それは当然ですけれども、やはり提案するその心中に、胸中に、私が先ほど指摘したそういう合併の精神、それは守らなければならない、実態はどうあるが守らなければならない、そういうかたくなな考えというのがあるのではないかと、その一たんをかいま見る思いであります。

非常に残念であります。市長の答弁を聞いて、市民の皆さんはがっかりしている方も多い、そう私は思います。ですから、最初の精神に立ち返って、合併の精神に立ち返って格差の是正、そしてこれ以上行政不信を生まないような、そういう手腕を発揮していただきたい。このことを強く申し述べ、指摘して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

11時まで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

慶長徳造議員

○議長（宮下順一郎） 次は、慶長徳造議員の登壇を求めます。53番慶長徳造議員。

（53番 慶長徳造議員登壇）

○53番（慶長徳造） むつ市議会大畑クラブ、慶長徳造でございます。平成18年度むつ市一般会計予算案等を審議するむつ市議会第187回定例会で一般質問を行い、市長の考えを問うものであります。

昨年3月14日、旧むつ市、大畑町、川内町、脇野沢村の1市2町1村が合併して、人口6万7,000人余の新むつ市が誕生して、早いもので1年が経過いたしました。この合併の理念は、地方分権の推進、急速に進む少子高齢化対策、地域住

民が行政に求める多様化、高度化に対する対応、生活圏の広域化、非常に厳しい財政の効率化などに的確に対応するために必然的に進められたものであると認識しております。とりわけ最大の問題は、膨大な赤字を抱えた財政の立て直しであります。合併により準用財政再建団体を回避しながら、さらなる新むつ市の発展を期することにあります。

市長は昨年12月のむつ市議会第186回定例会に平成17年度から平成23年度までのむつ市赤字解消計画を、さらに今定例会には計画期間平成17年度から平成21年度までのむつ市行政改革大綱、むつ市行政改革実施計画及びむつ市集中改革プランを提出され、市長の財政運営の健全化にかける並々ならぬ意気込みを感じるものであります。今定例会に提出しております平成18年度一般会計予算案は、空財源を計上しないでも編成できたことで、まことに喜ばしいことでもあります。この調子でいけば、赤字解消も前倒して早く達成されるものと期待するものであります。

なお、市長は平成18年度一般施政方針の中で、「このような予算編成を可能にしたのは、中間貯蔵施設や東通村あるいは大間町の原子力発電所に伴う電源立地地域対策交付金が大きく寄与した」とあり、市長の長年の努力が実を結んだもので、心から敬意を表するものであります。しかし、これらの財源は一過性のものであり、今後これらに大きく依存できず、また依存すべきでないと思うものであります。未来に向かって新むつ市が永続的に発展していくためには、何といたっても産業の振興が重要であり、特に第1次産業の活性化が不可欠であります。

それでは、通告してあります二つの項目について質問いたします。

第1の項目は、漁業振興についてであります。今回は、地元大畑漁港を拠点とした漁業振興につ

いて考えてみたいと思います。大畑地区は、昔から漁業と林業で栄えてきたまちであります。特に戦後は、漁業が大きな役割を果たしてきたのであります。大畑小学校の校歌に「港に集う百千船」とあります。百千の船と書きます。さらに、「幸豊かなる大畑の」とあります。すなわち、港にはたくさんの船が集い、幸の多い豊かなまちをあらわしているものであります。大畑漁港は、戦前から戦後の一時期までは他の漁港に多く見られる大畑川の河口を利用した港でありましたが、船の大型化と隻数の増に対応するため、昭和44年から現在の港地区に漁港修築事業として浜辺を埋め立て、防波堤を築いて現在の外港の形ができたのであります。その後引き続き継続して事業が進められ、現在も整備が進行中の漁港であります。魚類の水揚げ高はイカが大部分を占め、最盛期の年間水揚げ高では昭和53年には68億円を記録し、イカだけで比較すると八戸に次ぐ水揚げを誇ったこともあったのであります。しかし、近年はイカを取り巻く環境の変化、個体数の減少などもあり、現在は15億円台まで落ち込んでいる状況であります。まことに寂しい限りであります。大畑漁港に登録されている漁船も年々減少してきております。このような中で、有効な振興策が見出せないまま、将来が非常に心配されるのであります。

この大畑漁港には、燃油タンクを初めいろいろな施設が充実しております。鉄骨づくりの上屋を有する魚市場、40トントラックスケール、大型製氷施設、平成6年度まで稼働しておりました100トン級の漁船が上架可能な船揚場、そして平成3年から平成10年まで、大畑 室蘭間に就航しておりましたフェリーのための可動橋を有するフェリー埠頭があります。この施設は、5,000トンのフェリーが発着可能な施設であります。残念ながら今は使われておりません。隣には、海の公園と、沖合には海峡サーモンの養殖場もあります。さら

に、製品開発から流通経路、販路開拓まで一貫して研究開発を進める県立下北ブランド研究開発センターがあります。また、道路交通では、大型車両に対応した大畑バイパスからストレートに漁港に入る都市計画道路も開通しております。このように大畑漁港は、単に漁業ばかりでなく、いろいろな事業が実施可能な多目的に活用できる下北半島随一、県内でも屈指の港であります。新むつ市の将来にわたる均衡ある発展のためにも、また大畑地区の活性化を図るためにも、合併を機に大畑漁港を拠点とした漁業の振興計画を策定し、早急に動き出すべきであります。青森県でも、現在「攻めの農林水産業、もっと元気に青森県」のキャッチフレーズのもと、大きく力を入れております。もっと元気にむつ市として、市長はこれからの将来を見据えた大畑漁港を拠点とした漁業振興計画をどのように考えているのか質問いたします。

第2の項目は、新聞に報道されました市役所庁舎移転の件であります。去る2月18日、東奥日報朝刊に大きな見出しで「旧ショッピングセンター跡にむつ市役所移転案」「むつ市の杉山肅市長は十七日、本紙の取材に対し、破産したむつショッピングセンター中央店「アークスプラザ」跡に市役所本庁舎と市議会を移転する案を、本庁舎老朽化などに対応する「一つの選択肢として検討している」ことを明らかにした」と報道されましたが、この市役所などの移転には極めて大きな財源が必要であります。現在一般会計だけでも30億円近い膨大な財政赤字を解消しなければならないこの時期に、市長は財源まで検討された結果のご発言なのか、それとも単なる希望的発言なのか、詳しい答弁を求めるものであります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 慶長徳造議員のご質問にお答えいたします。

まず、大畑漁港を拠点とした漁業振興についてありますが、慶長議員ご指摘のとおり、大畑地区地先の津軽海峡は、好漁場であり、古くからイカ一本釣りを主とする漁業と、それに連動する水産加工業を基幹産業とし、イカの町として地域の経済、歴史、文化などをはぐくんでまいった経緯があります。しかしながら、生産量の減少、経営体や漁業就業者の減少、さらには水産物の輸入量の増加など、水産業を取り巻く環境は全国的に厳しいものになっているのが実情であります。大畑地区の水産業も、主要となるイカ一本釣り漁業が昭和50年代後半から不振に見舞われ、関連する水産加工業についても長引く経済不況などから容易ならざる現状であるものと推察いたしております。これらのことを踏まえ、新市まちづくり計画においては、当該地域を海洋海峡ゾーンと位置づけ、新市唯一の第3種漁港であり、また下北地域の中核的な水産物の供給、流通基地としての役割を果たしてきた経緯を勘案し、さらには下北ブランド開発研究センターを核とした多様な地域資源の高度利用を図り、地場産業の育成を図ってまいり所存であります。特に漁場環境の悪化や資源の減少などに対応するため、沿岸漁場の整備を進め、沿岸海域の漁業生産力の向上や水産資源をふやし、つくり育てる漁業、資源管理型漁業を進めていかなければならないものと理解しているところであります。具体的には、現在県の主導において次期水産物供給基盤整備計画に向けた大畑地区におけるマリナビジョン構想の検討を実施している状況にありまして、その検討を大畑地区マリナビジョン計画書に集約する作業を進めております。この計画においては、大畑地区の地理的特性、生態環境の特性、文化及び産業特性などの調査を行い、さらに漁業関係者からアンケート調査並びに懇談会を行って将来ビジョンの策定に向けて取り組んでいるところであります。いずれにいたしま

しても、新むつ市の将来にわたる総合的な地域振興を図るうえで重要課題の一環として認識を深めながら、水産振興に当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目は、先般新聞報道された旧アークスプラザへの庁舎の移転について、財源的なめどがあつてのことかというお尋ねであります。慶長議員もご承知のとおり、現在の庁舎は旧大湊町と旧田名部町の合併を機に昭和37年に建築されたもので、既に44年が経過し、相当老朽化が進んでおります。また、昭和43年の十勝沖地震によって、3階部分が壊れて2階建てとなり、以来そのままとなっているため、事務スペースが狭いため、会議室等も十分に確保できない状況で今日に至っております。また、一方では車いすでも利用できるトイレの設置やフロアの段差の解消、あるいは自動ドアの設置等、バリアフリーといった点にも配慮し、市民の皆さんが気持ちよく使いやすい庁舎としてご利用いただけるよう努めてまいったところであります。しかしながら、昨年の合併によって職員数がふえたことやOA機器の普及によるスペースの確保などで、ますます執務スペースが狭くなり、結果的に窓口を分散せざるを得ないレイアウトになるなど、市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしております。駐車場につきましても、特に冬期間の駐車スペースの不足について苦情をいただいているのが現状であります。

このような状況から、本庁舎の建設については、本格的に検討しなければならない時期に来ていると思うのであります。その思いのきっかけをつくったのが平成14年、当市の市議会一行が行政視察で大分県杵築市を訪れた際、杵築市の市庁舎がかつて大手スーパーマーケットであった建物を買い上げて改装したもので、城下町の景観にマッチしたユニークな建物であったとの報告であります。建物を買い上げ改装したことにより、新築に比べ

て4分の1の事業費で済み、市民の利便性の向上と経費の節減に効果を上げることができたという事例であります。国が提唱する小さな政府、小さな行政体実現のための公共施設の別な用途への活用、あるいは公共施設と商業施設の複合的な活用等とも方向性を同じくするものであります。

旧アークスプラザの建物は、店舗面積で約1万7,000平方メートル、敷地面積では約5万3,000平方メートルと十分な広さを持っておりまして、建物に余手をかけないワンフロア型にすれば、杵築市の例と同様、新築に比べ何分の1かで調達できるのではないかと、財源の問題にしても、国の施策とも連動するという点では、市債の活用が考えられるのではないかとこの建物が欲しいという人があれば、価格の競争という問題が生じます。現段階では、具体的な検討は行っておりませんが、技術的な面や財源について、さらに研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（慶長徳造） 第1点目の大畑漁港を拠点とした漁業振興策でございます。今市長の答弁では、大畑マリビジョン計画を策定中ということでございます。急にこれといって画期的な振興策はなかなか難しいと思いますけれども、漁民の声を聞きながらマリビジョン計画を策定中ということでございますので、これに大いに期待をしたいと思います。

何といっても過去には60億円、70億円の水揚げがあった大畑漁港でございます。間口が1.6キロという非常に大きな漁港で、現在15億円台の漁獲ということは非常に寂しいわけございまして、漁港に行ってみますと、ひとつこの漁港を大いに活用して大いに大畑頑張ってくれというふうな声

が聞こえるような感じがしてくるわけでございます。急に水揚げをふやすということも大変でございますが、とりあえずはまず倍増の30億円ぐらいは何とかするのではないかと、また適切な振興計画さえ樹立できれば、そう長い年数がかからないで30億円ぐらいは何とかするのではないかと。30億円になりましたら、これをてことしてさらに進めていくというふうにしたら大変いいのではないかと、こういうふうに考えておりますが、いずれにしても、今後の計画に大いに期待をしたいと思います。

それから、市役所移転の件でございます。財源まで検討したのではないようございまして、これからいろいろと検討されるようございまして。視察したところでは4分の1の経費ぐらいということもあるということございまして。今これからこの問題についてはいろいろと論議されると思っておりますが、今のむつ市の財政状況を考えますと、一般会計で30億円近い、そのほかに病院の不良債務が非常に多うございまして。これらも解消しなければならぬと。そういうことを考えますと、今はまだ無理なのではないかというふうな考えます。

もちろん老朽化して必要性はよくわかります。しかし、どうしてもこれをいろいろな形で建て替え、あるいは今のものを利用するとしても、一つ考えていただきたいのは、周辺の住民感情でございます。この合併（案）が出たとき、旧大畑町では皆さんご承知のように、町を二分した賛成、反対でございます。合併を議決した議会はだめだ、解散しろということで住民投票によって解散をし、出直し選挙が行われたのでございます。その反対のいろいろな理由の中の大きなものとして、合併しても中心部だけ栄えて我々周辺は取り残されるというふうな意見があったわけでございます。今ここで新しい市庁舎を建てて移るなどとい

うことになれば、ほら、我々の思ったとおり、中心部だけ栄えて、こっちは取り残されると、そういう声があると思います。そこで、もし仮にそういう移転案、移転するにしても、そういう声が周辺地区から出ないような配慮をしていただきたい。例えば現在大畑地区では、公民館、体育館がありますが、非常に老朽化して、雨漏りのする古い建物でございます。大畑地区には笹沢文庫とか、あるいは8,000年の歴史がある縄文の遺跡もあります。さらには、死んだ人を供養するために石にお経を書いた経石というものもあります。これらのすぐれた文化財あるいはそういうものが小学校の空き教室を借りたり、あるいは公民館の物置の中にただ投げ込まれているような状況でございます。したがって、こういうふうなものを収納展示する公民館、文化会館のようなものを非常に大畑地区住民がこれを望んでいるわけでございます。市庁舎を建てる場合には、あわせてこういう周辺の要望されている公民館、文化会館のようなものも一緒にひとつ建てていただきたいと。行政に携わる者として、住民から感謝されるほどうれしいものはないと思います。それをやりますと、ああ、やっぱり中心部だけでない、我々も忘れていないのだ、ありがたいことだ、そう思って住民が感謝すると思います。そういうふうに感謝されるうれしい市長になっていただきたいと思うわけでございます。

それから、この選択肢の一つということでございますので、私も二つほど選択肢を申し上げまして、市長の考えをお聞きしたいと思います。

一つは、周辺各旧町村の役場庁舎の活用でございます。旧大畑町役場庁舎は昭和53年に建設いたしましたから、少し年数たっておりますが、建物は頑丈で、まだまだ大丈夫でございます。

それから川内は、これは合併直前に建てました、ぴっぴかの新しい庁舎でございます。脇野沢は

これから建てるわけでございます。これらの分庁舎を活用できないか、これを考えてみてもいいと思います。もちろん、何だ、そんなことはできないよということの発言があると思いますが、今のような垂直思考型ではやっぱりだめです。全然別な観点から考える、水平思考も取り入れながら考えれば、必ずいい案が生まれると思います。それから、現在の周辺の職員、いわゆる分庁舎職員は、何となく元気がないような感じがしております。元気がなければ、もうその地区の元気がなくなるわけでございます。この分庁舎を活用する案の作り方によっては、職員が元気になり、そして市全体としての活性化につながるものと思われるわけでございます。

もう一つを選択肢でございますが、これは当分この新しい庁舎を建てない、経費かけないということでございます。実はこの合併問題が起きたときに、旧大畑町の議会でもこれいろいろと調査研究いたしました。当時私は総務常任委員会に所属しておりまして、平成14年に総務常任委員会で福島県の矢祭町に調査研究に参りました。ここは、人口7,200人ぐらいの町でございます。平成13年に議会全員一致で議決をして、合併をしない宣言をした町でございます。総務省がびっくりいたしまして、局長クラスを派遣して、それをやめるように説得したようでございますが、それは絶対聞かないで、このままに自分の主張を通したことで有名な町でございます。

ここに研修に行きましたときに、ちょうど旧下田町の議会議員全員と町長もお見えになっておりました。車で各施設を回って案内されて見たわけでございます。ちょうど役場の庁舎に行きまして、中には入りませんが、非常に古い建物で、戦前あるいは戦後間もなく建てたと思われるような木造の建物でございます。その職員の話では、うちの方の役場の町長室は階段の下にありま

すと、したがって階段の上りおりするたびに町長の頭の上でギシギシ音がすると、こういう説明がありました。それを回って意見交換の席になりましたら、旧下田町の議員から、「いやいや、町長さん、役場を見せてもらいましたが、今どき木造で珍しい庁舎ですね。これを建て替える計画がありませんか」と、こう聞いたわけでございます。そうしたら町長は、「いや、住民全部、住民みんなが建て替える、建て替えると言うのであれば建て替えますよ」と。「しかし、住民からそういう声もないし、これで役場は十分だと思っている。役場を建てる前に住民のために、町民のためにやらなければならない仕事がいっぱいあります」と、こういうふうな答弁されまして、非常にショックを受けた記憶があるわけでございます。これも一つの選択肢だろうと、こういうふう考えるわけでございますが、以上のことについて、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 大畑漁港を中心とした産業振興策、漁業振興策ではなくて産業振興策の拠点のうちの拠点というのが大畑漁港であろうと、そう思うのであります。この漁港につきましては、ほぼ毎年県費を投入して1億5,000万円程度の工事が進められており、平成18年度計画も岸壁を整備して1億4,800万円整備することになっております。平成19年度以降には、何年分がよくわからないのであります。18億6,000万円ぐらいの予算を見込んでおるとい状況にあります。同時にウニ、ヤリイカなどの産卵礁を設置したり、増殖礁を設置している、こういう工事も行われておまして、平成18年度はほぼ1億円、市の負担がゼロというような事業が進められております。そのほか緑地公園、親水施設といったようなものも整備が進められておまして、市民の方々が海に親しみ、緑を楽しむという事業も行われておりますが、

それらを総合的にまとめたマリビジョン構想というものを今、県が中心になってつくろうというところでございます。

実は、下北ブランド開発研究センターでございますが、これは当時の町長に遠慮して私が当時のむつ市につくろうという考えを持っていましたが、奪い合いをしていては、これはお互いがよくないという気持ちで旧大畑町に建設することに同意をしたという経緯がありますので、当然に大畑の漁業振興についての思い込みもあるということでご理解を願いたいと思います。そのような気持ちで今後の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

役場庁舎の件であります。現庁舎は、あれはコンクリートにすが入っていて地震の際に壊れたという経緯がございまして、建築技術的に余りしっかりしていなかったのではないかと。一番危ないのが市長室だそうでありますので、震度5以上になりますと、机の下かデスクの下に潜り込まなければならないというようなことなのだそうです。現実に当時議会事務局があったところが落ちてまいりまして、議会事務局長が逃げ出すのにやっとであったというようなこともありますから、そういう脆弱な、姉齒事件ではありませんが、強度に対する堅牢度が低いという問題をまず持っているということをご理解願いたいと思います。それに事務をとるスペースが狭い、あるいは会議をする部分がないということで、あっちに足し、こっちに足し、出先をつくりというようなことをやっておりますので、入ってこられた市民の方々が、今案内所を置いておりますけれども、1回案内所だけで目的のところへすんなり行ける人の方が少ないというような状況もありまして、旧大畑町役場、あるいは旧川内町役場のように非常にわかりやすい構造になっている建物と比べますと、市民にとっても不自由な建物であると考えら

れます。その中で今慶長議員がご発言になられましたのは、それぞれの旧町村役場の活用を図れということですが、大畑の場合、3階が完全に空いているような状況で、会議室を一つ使っているというだけのような状況でありますから、これに先ほどお話がありましたような遺跡や発掘されたものなどを展示するという、そういうことは十分可能であろうと思っております。川内も少し余裕のある建物になっておりますので、そのような使い道もあろうかと思っております。

私ことしの仕事初めで訓辞を申し上げたときに、トップダウン方式だけで物を考えないでくれと、ボトムアップを主とした物の考え方をやるようにしてほしいと。庁内紙、総務課で発行しております職員のための月間の広報紙がありますけれども、大畑分庁舎の中で出前をとる人が減ったということが書かれていました。市町村合併やったら出前とるのが減るといのは何のことでございましょうかというふうに思うのでありますが、そのためにまちの景気が悪くなっている。これを書いてよこす人もよこす人ですけれども、載せる人も載せる人ですわな。ただ、そういうふうに自ら落ち込んでしまったようなことを考えているのでは、それこそご発言のように地域の活力が少しずつ低下していくだろうと、そう考えます。そんなことにならないように、あくまでも私たちは大畑地区のために働いているのだ、川内地区のために働いているのだ、脇野沢地区のために働いているのだというような気概と見通しを持って仕事を組み立てて行ってほしいと、その中で庁舎の活用というようなことについても提案をしてもらいたい、それがボトムアップ方式の真の意味の生かし方ではないかと、そう思うところであります。

庁舎を建てないということを町の方針にすることは、それはできるでしょう。しかし、地震で、私が退任してから地震が起こってくればいいの

ですが、それでも何であのときに庁舎を建てなかったのだろうと、こういうチャンスがめぐってきていたのをただ見逃したという悔いを残さないことも必要であろうと、そう考えますので、これは当然議会のご同意をいただかなければならない決断でありますけれども、そのような形で取り組んでまいりたいと、そう思っております。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（慶長徳造） 漁港の問題は、非常にいろいろと市長も気を使っていたいて、特に下北ブランド研究開発センターのときは、ご高配をいただいて、本当にありがたいと思っております。これは、今後計画ばかりでなく、それを活用する漁民の活躍もあるわけでございますので、これらに期待をしたいと思えます。

それから、市庁舎の移転の件でございますが、私も必要性はよくわかりますし、やはり早急にこれは何とかしなければならぬと、そういうことはわかるわけですが、何といっても先立つものは財源だと思えます。そういうことを考えると、幾ら必要でも、今しばらくはこれは無理ではないかなという感じもするわけでございます。なお、現在の市の庁舎、むつ地区にあるわけですが、このスペースが非常に狭いとか、そういう問題ももちろんあるわけでございます。しかし、これは先ほどお話ししました各旧町村の、例えば大畑とか川内、脇野沢の庁舎を活用することによって、それらは十分解消されるだろうと、そういうふうに考えます。

なお、ボトムアップの考えでございます。確かにそのとおりでございます。しかし、この下から上がる職員の考えが今までのような垂直思考だけでは、これ上がってくるのも垂直思考から出たことでございます。やはり職員もそこに全く違ったことから物事を見る水平思考的なことを職員に持っていただくと、そういう考えも入れながら下か

ら上がってくると、それもぜひ必要だと思えます。そういうことになりますと、今の元気がない問題もだんだん解決される方策も生ずるかと思えます。

なお、この庁舎の件につきましては、これからいろいろと論議されると思えます。きょう私が提案したこの二つの選択肢も、そしてまた当分無理だということもひとついろいろと頭に入れながら今後論議していただければありがたいと思えます。

最後に市長から、もう一言何かありましたらお願いします。

○議長（宮下順一郎） 特にないということでしたが、慶長議員よろしいですか。

○53番（慶長徳造） それでは、これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、慶長徳造議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

柴田峯生議員

○議長（宮下順一郎） 次は、柴田峯生議員の登壇を求めます。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 最初に、一般質問のあり方につきまして、前回の私の一問一答から今回のような形式に定着したということ、まずご同慶にたえないと思えます。

それでは、本題に入ります。むつ市議会第187回定例会に当たり一般質問の機会を得ましたので、

通告の諸問題について市長及び教育委員会の所見をお伺いします。

初めに申し上げますが、市長の施政方針が、平成17年度は「理解と協調」を掲げ、その結果、各地域を訪問しながら課題の探索をいたして、さらに本年はその結果を踏まえまして、新しいキーワードに社会の格差に視点を置いた市政の運営には私は賛同するものであります。

それでは、質問に入ります。質問の第1点は、シライン株式会社と本市の西通り地区、海路の玄関口である航路の支援の諸問題についてお伺いします。従来の下北汽船株式会社が外ヶ浜町蟹田のフェリーに専念し、新しく青森 佐井間のシライン株式会社が離島航路の譲渡を受け、1月1日からスタートいたし、2月26日に当むつ市での会社設立の報告と祝宴が催されました。率直に感謝と敬意を表します。しかし、いずれの航路も前途多難な課題を抱えていることは、だれもがひとしく認めています。民でありながら、公頼みの構図は問題を複雑化させています。関係者の私の企業としてしっかりと歩まれることを望んでやみません。

そこで、公の頼みに対する公の支援のあり方について、次の2点をお尋ねしたいと思います。

まず、下北汽船については、そのまま存続、市長も役員に就任しています。昨年までは、この会社の存続のため、青森県、蟹田町、脇野沢村で赤字を補てんしてきました。それを引き継いだむつ市が現に負担をしています。平成18年度にも予算が早々と計上されています。これは、フェリー航路に絡む地方公共団体間の約束事と言えるが、問題は下北総合開発期成同盟会を通したむつ市からの間接補助金のあり方です。これも旧下北汽船株式会社に存在する累積赤字解消策の苦肉の選択肢の一つとして、金融機関から融資条件とも受け取れる補助金の性格を持っているものと私は解し

てきました。したがって、新会社にすんなり継続してシライン株式会社に補助していこうという考え方があるとすれば、私は大いなる疑問を持つところであります。そこで、平成18年度予算の下北総合開発期成同盟会に対するむつ市からの補助金、または負担金の中に今申し上げたような性格のものが含まれていますか、お伺いしたいと思います。

また私は、シライン株式会社には、はなから補助するような支援のあり方には同意できません。そのようになっているとすれば、幾らむつ市から400万円の出資をしているとしても、市民の理解は難しいでしょう。支援の考え方をお伺いします。

次に、シライン株式会社取締役某氏のチラシが脇野沢地区の一部に新聞折り込みで同社の窮状を記し、地区内数力所での説明会を開き、株を募るとの趣旨のようではありますが、この頒布されたチラシに対し、多くの市民からお尋ねの電話をいただきました。また、集会の集まりが悪く、2度お開きになったところもあるやに伺っています。私は、市民の不安にこたえるべく同社の本社員や、さきの議会で市長から助役と担当部長を役員にと答弁をいただいているところから、担当部長にそのチラシの写しを届けていますが、説明会のことはご存じでなかったようであります。私は、地元商工会の集まりには、議会の関係上、時間的に余裕がなく、出席できませんでした。おわかりの範囲内でよろしいですから、経過についてご説明願いたいと思います。

ついては、一般的に単位株5万円、端数株の権利にはどのような違いがあるのか、また事業者が株式を含む金融商品などの勧誘募集に当たっては最低限説明しなければならぬもの、例えば市場リスク、信用リスクなどはいかがですか。市民が株を買い受けるに当たっての一般的な判断材料の

指針となるものをお伺いしたいと思います。

次に、むつ市脇野沢流通センターの管理についてであります。下北汽船株式会社への使用、営業許可などの現況をご説明いただきたいと思います。

また、最後に仏ヶ浦遊覧船「夢の平成号」について、その乗船券発売事務の事務委託契約に関する契約の主たる内容、本年の経過、明年の方向をご説明願いたいと思います。

質問の大きな二つ目は、北限の二ホンザルの保護管理についてお尋ねします。教育委員会からお答えいただきたいと思います。天然記念物猿問題がむつ下北地域に及ぼす影響ははかり知れないものがあります。文化観光面での有機的資源としての活用も、そのいい面での課題ですが、何としても人家等に被害を及ぼすことや、新しい国の農村農業振興方針であります品目横断路線の根幹となる集落営農のあり方にも食害という課題を突きつけています。捕獲に対するいわれなき批判や、反対を掲げる自称学者や、遺制自然保護学者の声に私は腹立たしく思いながら、被害を受けた声なき声に耳を傾けていかなければ弱者を正しく理解できないものでしょう。捕獲の事案の処理や、くしくもむつ市監査委員会の定期監査による報告もありますから、特定した保護地区指定の動向を含めた保護管理計画の現況についてご説明願います。

次に、追い上げの成果については、効果ありと効果なしの評価が相半ばしているようにも見られがちですが、私は高く評価したいと思います。ただ、そのあり方に工夫が必要なことは変わりはありませんが、まずまず効果を生じていることは事実であります。

そこで、地域の拡大、特に川内、大畑に及んでいる実態から、早晚中心市街地の周辺に騒ぎが起きて不思議のないことだと予測されます。迅速に対応が望まれます。そのためには、現場の足、

いわゆる自動車の配置や追い上げ方の過重な負担にならないよう思いやりの予算的裏づけが必要であります。先般同僚の杉浦洋議員からも予算審査特別委員会での話がありましたが、このことは重要な点だと思います。そこで、追い上げの現状についてご説明をいただくとともに、今後猿の誘導域の広域化に対応した、より機動力のある体制づくりの構築が私は必要と考えていますが、いかがでしょうか、お伺いします。

最後は、第3として、意見公募手続についてお尋ねします。私は、昨年6月のむつ市議会第184回定例会でパブリックコメント、いわゆる規則などの制定に対する市民の意見公募の手続について一般質問を1度行っています。そして、法律改正に先行した取り組みを提案しています。市長は、個人情報保護条例に関してのパブリックコメントに混同した答弁になっていることが会議録ではっきりいたしました。既に行政手続法の改正が昨年の6月29日に平成17年法律第73号として公布されまして、施行を待つばかりであって、法律の改正の経過や改正内容が命令制定手続を設けて国民の声を聞くこととしています。特に新法第46条では、地方公共団体において、行政手続条例における意見公募手続等の規定の整備など必要な措置を講ずるよう努力義務規定が盛り込まれています。条例改正の見通しについてお伺いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。誠意あるご答弁によって、今度は一問一答でまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

下北総合開発期成同盟会からシライ線株式会社への助成あるいは支援のあり方等に関してのお尋ねであります。まず下北汽船及び離島航路の

存廃問題にかかわる成果につきましては、昨年の12月定例会で行政報告申し上げたとおりであります。むつ市としての離島航路に関する基本的姿勢は、維持していかなければならないというものであります。ただ青天井に助成していくというものでありません。平成14年に航路の廃止問題が浮上したとき、県では一たん助成打ち切りの方針を出していたものを地方自治体の支援が約束されれば引き続いて助成していくとの考え方を示していましたので、私ども下北総合開発期成同盟会はあくまでも会社の自助努力を前提として支援するというを確認しました。その考えは、離島航路部分が新会社に譲渡されて運営されるという方針が示されたことを受けて、合併により構成市町村が変わった後の下北総合開発期成同盟会の市町村長会議においても再確認されたところであります。その会議の席上、平成15年度から向こう8年間毎年度下北総合開発期成同盟会として800万円ずつ助成していくことは、いわば約束事であるが、会社のありようも変わったことでもあるし、町村としても財政難の折でもあることから、会社には一層の自助努力を求めていくべきとの附帯意見も出されました。このことは、当然新会社には申し入れておりますが、会社としても会社立ち上げ時の出資金については自治体からも助成を仰がなければならないが、その後については国の補助金を主体として運営ができるようにあらゆる手だてを講じてまいりたいということでありました。

以上の経過を踏まえてのむつ市及び関係町村からの下北総合開発期成同盟会に対する補助金でありますので、金融機関からの融資条件の性格を持つものでもなく、また初めから補助ありきという性格のものではないということをご理解賜りたいと存じます。

次に、株の募集に関して得心のいかない動きが

あるので、その経過を説明してほしいとお尋ね
ありますが、これまで私が知り得ていることを
申し上げますと、旧会社で抱えていた負債につ
いては、下北汽船株式会社とシライ線株式会社と
で明確に区分し、それぞれの会社の責任において
整理するということでもあります。それに加えて会
社立ち上げ時に一定の資金を必要とすることか
ら、多くの方々に航路の必要性を再認識してい
ただいて、あわせて出資にも理解を得るとい
う基本的方針を立てて、役員が一丸となって
それに向けて努力するということでもあります。
そのような考えから、会社の披露祝賀会を青
森市とむつ市で開催するなどして理解促進活
動を展開しているものと受けとめていますが、
この間において脇野沢地域で1人の取締役名
で増資のお願い文書が出され、しかもそのこ
と自体を本社の他の役員も知らないでいた
ということ、少なくとも会社のあり方として
腑に落ちないというご指摘はごもっともな
ことであると思います。恐らくその役員は、
長年にわたって当事者として航路存続に心
血を注いできた方ですので、その思いが勝
ち過ぎて言われるような単独行動になっ
たものと思います。航路存続を思う余り
とは申せ、そのことによって地域住民に
疑心暗鬼をもたらしたのであれば、それ
は率直に反省すべき事柄であると思いま
す。

ご質問の3点目として、単位株と端数株の権利
の違いや株購入に当たってのリスクやメリ
ットなど、一般的な判断材料となる指針に
ついてのお尋ねですが、詳細は承知して
おりません。1株の発行額にしても出資
に対するリターンにしても、会社として
のお考えがありますでしょうか、会社を
代表する方から個人や団体を初め関係
する方面に適宜詳細に説明がなされる
ものと承っておりますので、ご理解を
賜りたいと存じます。

次に、むつ市脇野沢流通センターの管理事項に

ついてのご質問ですが、下北汽船株式
会社に対しては、平成16年4月1日か
ら平成18年3月31日まで、旅客船
営業使用のため、事務室、休憩室等
46.36平方メートルを使用許可して
いるところであります。また、今年度
で使用期間満了となることから、去
る2月28日付で離島航路事業を下
北汽船株式会社より譲渡を受けまし
た新会社シライ線株式会社から施設
の営業使用許可について申請書が
提出されましたので、4月以降に
つきましては、シライ線株式会
社に旅客船営業使用のため、むつ
市脇野沢流通センターの一部を
使用許可する予定であります。

次に、「夢の平成号」の乗船券発売事務の委託
についてのご質問ですが、観光船の乗船券
の発売や運賃収納事務及び安全運航に係る
陸揚げ補助事業を下北汽船株式会
社に委託して広域観光と観光客の利便性
を考え、青森までの高速船や津軽半島
をつなぐフェリーの各旅客船事業と連
携した観光船業務を行ってまいりまし
た。また、来年度の方角といたしまし
ては、シライ線株式会社が脇野沢
での下北汽船株式会社のフェリー部
門業務の委託を受けて行うと伺って
おりますので、観光船の乗船券発売
事務はシライ線株式会社と契約する
方向で進めてまいりたいと考えてお
りますので、ご理解を賜りたいと存
じます。

次に、意見公募手続についてのご質問
にお答えいたします。柴田議員ご指
摘のとおり、県においては政令、省
令などの命令等を定める際に広く一
般の意見や情報を求めることを目的
として行政手続法の改正を行って
おります。この改正法では、地方公
共団体は改正法にのっとり必要な
措置を講ずるよう努めなければなら
ないとの努力規定を定めております。
しかし、国のパブリックコメントは
議員が考えておられるパブリック
コメントとは若干の相違があるの
ではないかと考えているところで
あります。

現在多くの地方公共団体が国に先駆けて条例あるいは要綱等によって定めているパブリックコメントの対象は、国と同様に義務を課し、権利を制限する条例等のほか、当該団体の基本計画、施策の基本方針及び基本的な事項を定める計画をも含めております。また、地方自治体の方が市民との協働を掲げており、より対象範囲を広げているのが実情であります。したがって、これらの状況等を踏まえ、当市のパブリックコメントはどうあるべきかを今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 柴田議員の北限のニホンザルの保護管理計画についてのご質問にお答えいたします。

保護管理計画の現況についてであります。まず猿の生息数から申し上げますと、平成16年12月末現在、脇野沢地区、川内地区では6群でおおよそ300頭の生息数となっており、大畑地区では3群、おおよそ160頭と推定されております。むつ市全体で見ますと、460頭ほどが出生生息し、次第にその行動域を拡大していると見られております。

また、下北半島全体では各関係機関の推測値として29群、おおよそ1,600頭が生息しているだろうと言われております。最近の頭数増加率から推測した場合、最も早いケースでは、平成26年には下北半島全域に生息域が拡大するだろうとする研究者の予測もあり、下北半島市町村は、その事態に備えておくべきとの提言もあるところであります。ただし、この推測値のもととなる頭数実態調査からは、7年ほどの時間が経過しておりますし、保護管理計画の適正化のためにも新たな頭数調査が必要なことから、今後この頭数実態調査の点は、県にもご相談申し上げてまいりたいと思っております。

議員ご承知のとおり、ニホンザルの最近の活動範囲の広域化に伴い、脇野沢地区での人家侵入、人的被害等の実態から、平成16年度には捕獲した61頭のうち、13頭を処分したところであります。この結果、平成17年度では群れの弱体化、徹底した追い上げ効果、生息地域のブナの実の豊作などの背景から、人家侵入、人的被害の報告はゼロ件、農作物被害の減少ということにつながった結果となっております。

また、現在鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、青森県特定鳥獣保護管理計画で下北のニホンザルは平成16年4月1日から3カ年間の保護管理を続けていくこととされましたので、これに基づき諸被害対策を実施しているところであります。

なお、特定した保護地域指定につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正される方向にあり、県特定鳥獣保護管理計画に基づく土地区分につきましては、防除地域、警戒地域、猿生息地域の区分けを整理しながら市町村が設定することとされておりますことから、この区分けにつきましては、次期計画までに策定を要することになります。このため、今後下北森林管理署との協議を経て関係機関との調整を行い、原案作成に入りたいと考えております。

環境省では、平成18年度に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正する予定となっておりますことから、改正案に住民の声を反映させるため、猿被害の大きい脇野沢、川内、大畑の市内3地区及び佐井村の農業者、脇野沢中学校、佐井中学校生徒に対して青森県がアンケート調査を実施したところであります。この結果、猿の捕獲につきましては、「捕獲数をふやすべき」との意見が80.4%、「悪い猿にとどめるべき」が15.3%、「捕獲すべきでない」が3.1%となっており、全体的には捕獲数をふやすべきとの意向となっております。

りました。

2点目の追い上げ状況と効果的な機動力ある体制の構築についてであります。平成17年度の農作物被害等が減少した背景としましては、一つに徹底した追い上げ効果があったと認識しております。追い上げの状況としては、基本的には二つの群れに対し、1ないし2名の監視員を配置し、猿の活動が激しくなる4月から10月までは2交代制で対応しております。監視員の方には、自主的な監視、自家用車、私用車での移動など、負担を伴っている場面が多いと聞いているところであり、この点感謝申し上げますとともに、改善を図るべきところは是正を図ってまいりたいと考えております。今後の猿対策を考えたとき、川内地区、大畑地区の行動域拡大が目に見えており、追い上げ効果を維持するためには監視員配置がポイントとなりますし、また大畑地区までの広範囲の監視の展開を必要としますことから、監視員の稼働実態を確認しながら、機動力を備えた体制を早目に構築し、各地区への適切な対応を心がけてまいりたいと考えております。

また、大畑地区への対応といたしましては、今後大畑地区での専門的知識を有する人材や監視員養成が必要となりますので、予算の許す範囲内で養成に努めてまいりたいと思っているところであります。

以上、現況等申し述べましたが、私どもの現状認識の中では、下北のニホンザル問題は、今後の増加見込みを考えると、保護対策も大切なことではあります。被害対策、多額の予算投下など、極めて深刻な問題を含んでいると認識しているところであります。この点を憂慮されました市長の指示を受け、市役所庁内に助役をヘッドとする「天然記念物下北のニホンザル・特別天然記念物ニホンカモシカ対策プロジェクトチーム」を平成17年5月に立ち上げ、保護捕獲、観光面での活用、住

民被害、農作物被害等に総合的に対応すべく調査研究を行っており、今後の総合的な猿対策のあり方について1年間の実績として早期に報告書を提出し、猿対策の方向の基本としたいと考えておりますので、ご理解とお力添えをお願いしたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） まず、市長にお伺いします。

市長は、離島維持のために、立ち上げの段階では我々も議会で承認しまして、400万円の出資金を認めただけであります。下北総合開発期成同盟会の補助金というものは、下北汽船をフェリー専門にして分離したことから、解消されたものと私は判断したいわけです。それをさらに下北総合開発期成同盟会で負担をしていくということは、市長の言う青天井につながっていくおそれがあるわけです。やはりこのシライオン株式会社そのものが今できて、そして1年間の経過も見ないうちに最初からお金を補助するということは、私は幾ら今の自助努力により離島航路を保存するという立場からしても考えられないことだと思うわけであります。

過去にこのフェリー問題、あるいは離島航路問題で、各地区でいろんな問題が出ています。そして、その補助金の出し方もいろいろあります。下北総合開発期成同盟会を頼って下北総合開発期成同盟会でお金を出したという事情は、かつての下北汽船には下北の市町村、東青の市町村、北郡、西郡の市町村もそれぞれ出資をしてきたわけです。その関係があって、その1億6,000万円の下北汽船の赤字の解消のために県の方の補助金のあり方とあわせて、各町村がこぞってやろうという形に変わったのではないかと私は判断してきているわけです。しかし、今それが下北汽船は完全に分離して、株の減資もしておりません。そのままの株主のままでフェリーが動いていくわけです。

そして、その離島航路と下北汽船とどういう約束をしたかわかりませんが、シライン株式会社は新たな会社として、そして株を求めたわけです。だとすれば、下北汽船から赤字を幾らか引き継いだとしても、これはかつて下北汽船といわゆる陸奥湾フェリーが合併したときにも、その陸奥湾フェリーの赤字を引き継いで、そしてそれを営業権と称してきたわけですから、今またそのシライン株式会社も私は、3,500万円というのは、営業権で経営していく立場からすれば、それは決してむつ市で結果を見ない補助をすべきものではないと、また下北総合開発期成同盟会でもそういうことをすべきではないと私は思うのですが、まず最初に市長にお考えを伺いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまのご質問に、わかる範囲ですけれども、お答えいたします。

この会社は、実は分割ということではなくて、改めて離島航路だけを受けの会社をつくるということでシライン株式会社というものが立ち上がったわけでございます。分けるためにも、どういう財政状態になれば分けることができるかというものもかなり検討されたようでありまして、そのためには平成13年度末で1億6,000万円の累積欠損金があったわけでございますが、これを8年間で解消するというので、青森市を含めまして、青森市は200万円ですけれども、あと下北総合開発期成同盟会で、8市町村で800万円、これ今合併したところ全部合わせると450万円になりますけれども、これを何とかそのまま負担してくれということですと来たわけでございますが、この分かれる段階において、この欠損金をどうするかと。約8,000万円前後は多分残ったと思います。これをシライン株式会社と、それからもともとあった下北汽船の方に分けまして、5,000万円と

約3,000万円ちょっと、それに分けまして、その3,000万円の分を今こちらから出している450万円、下北総合開発期成同盟会に450万円出して、それをその赤字の補てんに埋めていくと。だから、多分4年ぐらいかかると思いますけれども、それでその分の債務を引き受けましょうと。こういった条件をそれぞれの会社が全部了解しての分離といったことになったわけでございますが、これやらないと、またやれなかったというのも多分そういった事情があったものと思います。そういうわけで、補助金は確かに新年度では一円も持っておりません。ゼロということで、これは非常に苦しい状況に多分なるかもしれませんというようなことは申し上げておきたいのですけれども、営業の船費、船にかかわる人件費その他の油代とか、これについては国の方でも100%、これは持ってくれますけれども、店費、営業費、これは売上げの23%しか持ってくれません。77%は自前で負担しなければなりませんけれども、今の利用者の状況から、この分を全部負担するというのはかなり難しいのではないかなというような感じはしております。

それで、この陸上の部分の経費のこの77%の分をいかに圧縮するかというのがこれからの課題でございますが、これがもしゼロになれば補助金は一円も持たなくても可能ということになります。そうすると、今この赤字、累積3,000万円を解消できれば、ほとんど経費がかからないというようなことになります。この残りの、今予算としては持っていない、現年度分で赤字が出た場合どうするかという問題は確かにあることはありますけれども、この離島航路という特殊な路線をどうやって守っていくかといったようなことが先にありまして、それに合わせたスキームでやってきたというようなことですので、何とかご理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 部長の苦しい答弁はよくわかるのですが、実は店費に国庫補助金の一部しか出ないというのは、もうわかっているわけです。にもかかわらず、脇野沢営業所を設けて、そこに職員を配置して、今まで下北汽船で委託業務でやってきたものをいわゆるシライン株式会社が引き受けてそこでやるとなれば、より経費がかかるわけです。本来は、経費を減らすべき立場のところをふやすわけです。したがって、先ほども申し上げましたけれども、この「夢の平成号」の切符の売り上げのお金などの関係とか、あるいはフェリー会社、観光船、そういったものでそこを賄おうとすると、賄おうとしてもお金が足りないわけですから、当然下北総合開発期成同盟会などにそういう形で負担をお願いするという、これは私は最初から計画が間違っているのではないかと思うのです。当然その営業所を縮小すべき問題なわけです。例えば切符売のだって、現在そこに何社が入っているわけです。使用料を払って入っているわけです。ですから、そこに任せれば、恐らく体制的にはできると思います。任せれば切符だって売れるはずですよ。1日に2回だけ船着き場へ行って、ただロープをとるだけ、幾つかの荷物があれば受け渡しするだけ、そういう業務に人間を配置して多額の金をかけて、今までは社会保険もないのに社会保険もつけようと、そういう募集広告が出ているわけです。私は、国庫補助金も来ないのに、なぜそこだけ強化しなければならぬか、根本的に方向を間違えたのではないかと思うのです。そういったところを精査しないでむつ市でお金を出すということは、あるいは下北総合開発期成同盟会でお金を出すということは、私は再検討すべきだと思っているわけです。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまのご質問にお答えいたします。

今柴田議員仰せのとおり、確かに陸上の部分の経費の圧縮は、これは非常に喫緊の問題でございます。ここで公式には私もはっきりは申せませんが、その辺を含めたこれ今後の改善というようなことは今考えているというようなことでご了解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） それから、質問申し上げます。単位株の、一般的に会社法でいくと、新しい会社法によっても1株が最低株が5万円で、5万円でなければ株主総会の招集通知も来ないわけです。そして、募集方向として、単株ということで地元で戸別訪問までして1,000円、2,000円のお金を集めているわけです。少なくともむつ市が出資した会社がそういう形で戸別訪問されますと、地域の住民は恐ろしさを感じて、いや応なしに判こを押してお金を出すというケースもあっているわけです。その方は、何にも権利がないわけです、お金出ただけです。そうすると、シライン株式会社にただお金を贈与した形になりませんか。本当にその下北汽船の現状というもの、あるいはリスクというもの、将来性というもの、そしてある場所へ行って株を買えば船賃をまけるような方向で進めています。こう言っているわけです。確かに理想です。しかし、理想ですけれども、国の補助金をもらって地元の補助金までもらっている会社がそういうことで株募集したとなったら、これ大変なことです。消費者保護の立場からも、私は再考を促したいと思っているわけです。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまの株の売り方の、勧誘の問題とか、いろいろありますけれども、確かに株を、例えば株主に対して割引するとか、そ

ういったものも内部ではちょっと検討されております。はっきり私ここでは断言できないのですけれども。あと、株は5万円で、額は大きいのですけれども、9月30日に、もうそういう形で実は会社が立ち上がっております。これは一人株主で1,000万円の出資して一人で立ち上げた。それは、シライン株式会社を引き受けるための会社であったのですけれども、株価が1株5万円と大きい額でございまして、これは結局1,000円、2,000円というのは、1,000円を例えば50人集まれば確かに5万円になりますけれども、代表権は当然1人ということになりまして、あと残りの1,000円、2,000円の方は、当然その株を持っていた方です。5万円を担ったみんな管理しなければなりません、これを会社の方はそこまでは関与しません。それで、その5万円を持って代表権を持った方が多分あした株主総会に行くというような形になるかと思えます。

また、詳しいことについては、私の立場では、これ以上はちょっとご答弁できませんので、お許しいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 部長、市長も答弁できない、会社の関係者でないものですから、株はむつ市のものでございますけれども、市長は下北汽船の方の取締役ですけれども、シライン株式会社では役についておられませんので、これ以上は聞かないことにします。ただシライン株式会社が議会の方に話し合いを求めてきておりますので、その場でもし聞けることがあれば、その場でも私申し上げたいと思えますので、一応第1点目については質問をここで終わっておきたいと思えます。

さて、猿の問題です。今脇野沢におられます自然保護の研究をなさっている諸先生方も、この間むつ市の感謝状ですか、表彰状を受けられた方々がいらっしゃるわけです。その方々が中心になっ

て下北の、特に脇野沢の猿のあり方について苦心されていることは承知いたしております。私は、特定区域を設けるということは、脇野沢地区に住みついてきた人たちは、山奥にいる猿はいい猿なのだ、里へ来る猿は悪なのだ。よくテレビで全国的な放送を見ていますと、町中に猿が来て植木の上ののさばると、消防団やらお巡りさんが出て大騒ぎになって新聞報道になります。なぜ脇野沢の猿にお巡りさんが出ないのですかと私は言うのです。人が困っているのです。住民の生活の安全を守るのはお巡りさんの役割でしょう。来ないのです。そこに発想の問題がある。お巡りさんも猿かわいいのです。ですから、そういった意味で観光面にも猿を利用しなければいけないし、私はまた利用されてきたと思えます。

しかし恐らく恐山にも、何か先般のお話で、教育課長のお話で、恐山にも離れ猿がいるらしいと。恐山に行ってもらえば助かりますよね。そうしてもらえれば助かるのですけれども、あそこは何か地下に砒素があるものですから、猿は嫌うらしいです。ですから、砒素をまけば猿来ないということなのでしょうけれども、砒素は猛毒ですから、やっぱり我々としては猿もいないところには人間が住めないという考えを私は持っていますから、そのための保護というのが必要だと思うのです。

特別の区域を設けて、かつて市長も答弁しましたけれども、犬山の問題、あるいは大分県の問題等でも、区域の中にいる猿はいいのです。保護されるのです。区域から一歩でも出たものは殺してもいいということになっているわけです。天然記念物でも何でもないので。ですから私は、そういう意味で今回駆除の許可を市長が決断したということ英断だと思っているわけです。ただ、今これくらいやって果たして将来どうかとなれば、これはやっぱりまだ疑問があると思えます。まだまだ現在85群ですが、これらのものは全部やっぱ

り人間の手をかしてどこかへやってやらないと、脇野沢地区の苦情は絶えない、川内地区の苦情は絶えない、ひいては大畑地区、むつ地区の方に及んでくるだろうと私は推測しているわけです。そういったものも含めて、管理計画にはぜひそういった区域指定をはっきり前提にしてやっていただきたいと、こう思っているわけです。その辺のところ、教育長からひとつお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 柴田議員の猿の保護管理計画について答弁させていただきます。

非常に難しい問題を含んでございまして、教育委員会としても苦慮しているところでございます。特別の区域を設けるということにつきましては、現在私たちの地域性を網羅していただくべくさまざまな交渉を行っている段階ではございますが、上部機関等々でこれら地域事情の把握のスピードが非常に遅いというのが現状として非常に残念な部分でございまして、特別区域を設ける中でエリアを狭めるという考え方も当然あって、この区域から出たものについては捕獲を容易にしたいという考え方、自分も持ってございますが、現在のところ指定の枠が下北半島全域ということで、横浜町を出ない限りは捕獲については非常に難儀するわけです。許可、許可ということになります。あとは、もう海でございまして、このどんぶり状態の中で頭数がふえてきますと、おのずから農作物被害、人的被害は予測にかたくなという現状の中での対応でございまして、非常にこれらの部分は今後住民アンケート等を国の方、県の方に伝えていきながら、地域事情はかなり厳しいというものを訴えてまいりたいと思っているわけです。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） そこで、先ほど教育長もご答弁で追い上げの効果を認めておられます。私も非

常にその効果を認めているわけです。

ところで、地元の方々が先日杉浦洋議員の質問もございましたけれども、車は自分持ち、ガソリンも自分持ち、そして1日5,000円と。勤務時間が一応は目安はありますけれども、猿は動いたりとまったりしますので、その方向に従って勤務時間が延びたり縮まったりしているわけですが、延びる方が多いと思うのです。ところが、杉浦洋議員もおっしゃったように、猿というのは朝早いのです。漁師より早いのです。そして、夜は遅いとき出るので、ねぐらに行くまでの間に結構おなかを満たすという採食行動なわけです。そうすると、夜は我々も眠りますから、ある程度許容できたとしても、朝はやっぱり収穫をしようとする。私自身もイチゴの栽培をしていますけれども、根こそぎやられます。あしたはいいイチゴを出荷できるなと思っている途端に猿にやられるわけですので、その悔しさったらありません。これは、取られた人でないとわからないのです。ハウスなんかでも、みんなビニールに穴をあけて入ってしまいます。二重のビニールやってもやられるのです。そういった経過がありますので、しかも追い上げる人も相当若い人で神経を使っているんじゃないかと思うのです。ですから、もう少し実態を考えた待遇面というものを私はまず考えてほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） お答えいたします。

実態につきましては、車も自家用、ガソリンも自前の部分が多いということで、地元課長の方から、この対応について善処方の要望がございまして、旧脇野沢村の猿対策を引き継ぎまして、ほぼ1年になるわけで、この辺、手を尽くせなかった部分があるかと思っております。後々早い機会にでございますが、監視員の皆様のご意見、実態を脇野沢地区の方に入りまして確認し、どこ

までの手当が必要なのか、確認してまいりたいと思っております。決して無視しているということではなく、十分気持ちは受けとめたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 最初の工藤孝夫議員が質問したときに、釜臥山のレーダーの話が出ました。猿に何かをはめ込んで、その釜臥山のレーダーで猿の動きを、行動を確認できませんでしょうか。今までの釜臥山のレーダーでも、トドの動きはチェックできたのかどうか私はわかりませんが、猿の行動なら下北でやっぱり2番目に高い山にレーダーがついているわけですから、国家機密につながるから出せないかもしれませんが、そういう国のレーダー基地とも連携する方策なども考えられませんか。いかがでしょう。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 私どもの方、猿の行動域を確認するために、首輪の中にGPSのついたものを特定の頭数に対して設置してございます。この結果を十分把握しながら行動域を確認しているわけですが、これもまたかなり高価なものになるし、補助元との協議も必要でございますので、この辺できるだけ頭数をふやすような対策をとりながら行動域を確認し、計画に盛り込んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 猿の問題につきましては、調査中のこともありますので、それにゆだねたいと思います。

最後にパブリックコメントのことで市長にお伺いしたいのですが、実は市長は予算審査特別委員会においてならなかったのですけれども、私は予算審査特別委員会においてになれば、介護保険

のときに市長から直接お伺いしたいと思ったのですが、実はその審議会なるもので素案をつくっておりますけれども、3年間のアウトライン、それから平成26年度までのいわゆる介護の計画というものが、地域計画というものが我々議会の手元に何もなくて、いわゆる介護保険料を負担し、あるいは予算を審議するという経過は、私は市民の意見と同時にそういうパブリックコメントで、新聞記事に出た程度でなく、ああいうものがコメントとして市民に出て市民から意見を聴取する。これは介護保険料という義務を課すわけですから、もちろん介護にかかわっている家族の中で介護を受けている人もいます。しかし、市民の中には介護保険料を納めて、あしたにばったりいって、納めるだけで利益がないという声もかなりあるわけです。そういうことも市民に知らせるためにも、私はそういう事前の検討というのはむつ市は絶対必要だと思っております。したがって、市長はご検討なさるといって非常に優等生の回答をされましたけれども、検討というのは議会用語では延ばすという意味もあるそうですので、そういうことのないように、市長の検討は本当に前向きな検討ということで検討していただけるのかどうか、もう一度最後に市長からお話を伺いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 現在パブリックコメント制度というのを、むつ市を外した県内9市でどういう状態になっているかということで、ほとんどが平成18年度以降検討、はっきり未定としているのが2市あります。ですから、大体新年度の中で検討して提案をさせていただくというような対応の仕方であろうと思っておりますし、私どももそういう対応を今用意しているところであります。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 一応関係者の声を市長を初め教育長、関係者から将来に向けた方向を伺いまし

たので、これで終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

濱田栄子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） むつ市議会第187回定例会におきまして、通告に従い3項目4点についてご質問いたします。

豪雪とともに訪れた冬も、名残雪を残しながらも立ち去り、いよいよ下北半島の目覚める季節となりました。四方を海に囲まれた半島は、水産資源の宝庫であり、都会に住む人々の食糧庫であると自負しております。将来にわたりその役割を強化し、担い、地域経済の発展へつなげるべきと思うところでございます。

1点目の漁業問題についてご質問いたします。尻屋崎沿岸海域におけるトロール等の操業許可について、ご認識をお伺いいたします。現在尻屋崎から岩手県境までの太平洋海域東部海区には、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、大中型巻き網漁業の操業制限ラインが引かれております。いずれも戦後間もない1948年に制定されたラインでありまして、大臣許可となっている沖合底びき網は、沿岸より1海里から5海里、大中型巻き網は3海里となっております。昭和53年3月に一部海区における自粛の申し合わせが青森県立ち会いの

もとで、当時の尻屋・泊海域沿岸漁業協議会と青森県機船底曳網漁業連合会の間で交わされております。その後当事者間の話し合いにより、若干の改善はありながらも、抜本的な解決に至っていないのが現状です。岩手県は、沿岸から5海里までが操業禁止ラインとなっており、その延長線は八戸沖5海里、三沢市と六ヶ所村の境界にあります高瀬川口沖合5海里、下北半島におきましては、尻屋崎沖合西東1海里までの沿岸に迫っております。同じ青森県でありながらも、下北半島におきましては、東部海区でございますが、どのような観点から見ましても、不公平な許可であると考えられます。

本来サバ、イワシが主な対象魚であったトロール、巻き網船も平成9年からTAC制度、漁獲可能量が導入され、スルメイカもTACの対象となり、混獲が可能となりました。現状は、イカの専獲も行われているようです。東部海区トロールイカ対策協議会を設置し、再三国・県へ要望書も出されていますが、解決の糸口も見つかっていない状態です。大畑町の基幹産業でありますイカ一本釣り漁業、定置網にも多大な影響を与えております。資源保護の観点から見ても、解決しなければならない問題と思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目の質問であります。三位一体の改革については、年頭の広報紙の市長ごあいさつの中で詳しく述べられており、市民の皆様も理解を深められたことと思われ。今確認していただきたいことは、平成18年度予算においては国庫支出金、県支出金に計上されております電源三法交付金、電源立地地域対策交付金であります。平成15年10月より大幅に改正になり、普通交付税に、より近い活用ができるようになりました。三位一体の改革により一般財源化されることはないのか、将来にわたり別枠であるという確約がとれているの

かお伺いたします。

3点目は、義務教育についての学力向上についてご質問いたします。中学校、高等学校の卒業式も終わり、小学校の卒業式を待つばかりとなりました。子供たちは、新たな旅立ちへと胸を膨らませていることと思います。それぞれの夢をかなえるためには、真剣に学ぶ姿勢とそれぞれの学年での基礎学力が必要と思われます。毎年中学2年生を対象に実力テスト等も行われているとのことですが、国・県と比較してどのレベルにあるのか、また学力向上のため、今後どのような取り組みがあるのかお伺いたします。

4点目の食育についてご質問いたします。学校給食における地域食材の活用、地産地消はどのように取り組まれているのかお伺いたします。地産地消は、長い間受け継がれた地域の伝統料理や行事食など食文化を見直すきっかけにもなります。また、当地方には昔からすぐれた乾物もあります。例えばスルメですが、少量でも活用し、よくかむことを身につけさせることも、また必要ではないかと思えます。かむことは、唾液の分泌を促し、虫歯の予防や脳の働きを活発にし、集中力も強化します。学校給食で地産地消を進める中で地域の水産物を活用していくべきではないかと思えます。もちろん農産物もあわせて活用するべきとは思えます。ご答弁お伺いたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 濱田議員にお答え申し上げます。

尻屋沖沿岸海域におけるトロール等の操業許可についてのご質問にお答えいたします。大臣許可漁業である沖合底びき網漁業の操業禁止ラインは、国の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令で定められております。それによりますと、太平洋沿岸の操業禁止ラインは、岩手県沖から本

県三沢市沖の区域では、沿岸から5海里、六ヶ所村以北尻屋崎灯台沖までは1ないし5海里となっております。これは、平成14年8月に許可の一斉更新が行われた際、沿岸漁業者から出されておりました要望を受け、尻屋崎等における操業禁止ラインが一部沖出しされたものでありますが、沿岸漁業が営まれている漁場内に依然として沖合底びき網漁業の操業区域が設定されていることから、沿岸漁業者はさらなる改善を求めている状況にあります。

国は、このような要請を受け、5年に1度行われる大臣許可漁業の一斉更新にこだわらず、沖合漁業者と沿岸漁業者双方が合意した事項について、その都度見直しを行うとの方針を示されたと同っております。また、県では下北地域沿岸漁業者が沖合底びき網漁業の操業によるトラブルやスルメイカ資源の枯渇等で苦しんでいることから、トラブルの発生する海域については関係漁業者間で地域操業協定を締結させ、操業が円滑かつ適正に行われるよう指導しているとも伺っております。

議員ご指摘の尻屋崎周辺海域では、県の指導もあり、沖合底びき網漁業者と沿岸漁業者の操業協定により沖合底びき網船は操業区域の一部において操業を自粛しているとのことでもありますので、市といたしましても、今後とも関係漁業者がこれらの協定を遵守し、水産資源の適切な管理と持続的な利用が図られるよう関係機関に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、三位一体の改革についてのお尋ねであります。まず、三位一体の改革で地方交付税の縮減が方向づけられているが、電源開発促進対策特別会計の一般財源化の議論も出てきており、電源立地地域対策交付金が入ることで地方交付税が減らされることはないのかとのお尋ねであります。

平成18年度までの三位一体の改革については、1、国庫補助負担金を4兆7,000億円廃止、縮減を行うこと、2、その財源として暫定的に3兆円を所得譲与税として税源移譲すること、3、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税の一般財源の総額を確保することとされているところであります。しかしながら、地方交付税の原資となります国税収入の慢性的な財源不足を背景に、地方交付税、臨時財政対策債を合わせ、平成16年度から平成18年度の3カ年で6兆1,000億円削減されたところでもあります。地方交付税制度については、地方団体の自主性を損なわずに、その財源の均衡化を図り、交付金の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより地方団体の独立性を強化することを目的としております。

また、地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて、地方団体相互間の過不足を調整し、均衡化を図るものでもあります。現在地方交付税を算定する際の基準的な収入の対象となっているのは、地方税法に定める普通税を主体とした標準的な地方税収入でありますことから、電源開発促進税を財源としております電源立地地域対策交付金については、基準的な収入額算定の対象外でありますので、地方交付税がこのことによって影響を受け、減額となることはないものであります。

次に、電源開発促進対策特別会計の見直しにつきましては、去る平成17年11月21日に財務大臣に対し、財政制度等審議会から特別会計の見直しについて、制度の再点検と改革の方向性という報告がなされておりまして、その中では他の類似の会計との統合及び多額の剰余金の問題について見直しの対象となっているものであります。

なお、道路整備特別会計のように道路特定財源の一般財源化を図ることを前提とした見直しとは

異なり、むだの排除や区分経理による透明化を図るものであり、電源立地地域対策交付金の交付に影響はないものと考えております。今後国において本格的な検討が行われるものと思っておりますので、その推移を見守りたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 濱田議員の学力向上の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、むつ市の児童・生徒の学力につきましては、昨年8月末に実施し、12月に新聞で公表されました小学校5年生と中学校2年生の青森県学習状況調査についてご説明申し上げます。調査の結果を見ますと、小学校5学年では県全体の正答率72.4に対して、むつ市は69.3でした。また、中学校2学年では県全体の正答率63.2に対し、むつ市は58.3ということで、県全体の正答率を下回っております。しかし、学校別に見ますと、県全体の正答率を大きく上回る結果も得られておりますので、指導の改善により学力の向上は十分に期待できるものと思っております。そこで、学力向上を図るために、学校ばかりでなく、教育行政としてどのように取り組んでいるのか、また今後具体的にどのような取り組みをしていくのかについてご説明したいと思います。

最初に、むつ市では毎年4月に小学校5年生、6年生と中学校1、2、3年生のすべての生徒を対象に教研式全国標準診断学力検査、通称標準学力テストと申しておりますが、これを毎年実施しております。その調査結果の処理については、各教科ごとに小学校では国語、社会、算数、理科について、中学校では英語を加えた5教科について、それぞれむつ市教員の中から小学校では16名、中学校から20名の教員にお願いし、詳細な分析を行っているところであります。この分析結果をもとにむつ市教育委員会では8月にむつ市内すべての

小・中学校を対象に学力分析報告会を開催し、今後どのように授業改善を図らねばならないかについて具体的に協議しているところであります。

また、落ち込みの見られた領域や内容を初めとして、教科の基礎基本の確実な定着を図るために、小学校は4教科、中学校では5教科について、問題活用資料集を作成し、授業や宿題、あるいは発展的な学習に活用できるようにしております。

また、今年度からむつ市教育研修センター事業といたしまして、授業の改善と充実を図るために講師を招いて各教科の授業づくり講座なども実施しているところであります。

次に、青森県学習状況調査については、ことし1月に学力向上対策研修会を実施し、分析結果の報告とともに、学力向上で実績を上げている学校の実践例を発表し合うなど、具体的に日常の授業をどのように展開すればよいのかについての研究協議を深めているところであります。昨年までの学習状況調査結果を見ますと、中学校では厳しいものがありました。ことしはわずかではあります。県全体の正答率との差を縮めているところであります。今後の取り組みによっては、その伸びは十分期待できるものと見ており、またそうしなければならぬと思っております。

最後に、来年度からむつ市独自の事業として、通常学級等で特別に配慮を要する児童・生徒への支援を目的とするスクールサポーター支援事業として10名の専門員を学校に配置し、また不登校児童・生徒への訪問指導を目的とする教育相談支援事業として6名の専門員を学校に配置し、学習指導や適応指導等のさまざまな活動に役立ててもらっております。

さらに、青森県の事業ではありますが、来年度から2年間、むつ市内の小学校4校と中学校2校において、放課後等における学習指導を支援する学習サポート推進事業を展開することにしております。

これは、確かな学力の育成の一環として、むつ市内の児童・生徒の学習意欲の喚起と学習習慣の育成を図ることを目的としており、放課後等に教科の補充指導等が実施できるように、各小学校に2人、中学校に3人、計14名の臨時的教科指導員を配置し、学力向上に役立ててもらっております。今後ともむつ市内各小・中学校での意欲的な取り組みとともに、家庭、地域のご支援を得ながら、学力向上に全力で取り組むつもりでありますので、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。

次に、学校給食での食育についてのご質問ですが、学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的として実施しているものであります。児童・生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の健康の増進、体位の向上を図ろうとするものであり、これらを通じて日常生活における正しい食習慣を身につかせようとするものであります。これらを踏まえ、食材の準備に当たっては限られた給食費の中で栄養と食材の価格のバランスを考えながら賄っていかなければなりません。議員がお話のように、できるだけ地元の産品を給食に使うべきのご意見ですが、地元産の食材の選定に当たっては、そのときそのときの価格が異なるわけですので、一概に地元産のものとは言えないこともあります。また、利用する食材においては、産地がはっきり明記、表示されているものが少なく、また安定して長期的に供給を受けることが難しいのが現状であり、学校給食において地元食材の使用は限られていたというのが現状であります。これまでの事例としては、地場産品を条件に食材を発注している調理場が幾つも出てきているところであります。これらのことから、今後の対策としましては、農産物だけではなく、瀧田議員がおっしゃるように、どのような形で安価で新鮮な野菜を

初めとする食材を計画的に供給してもらえるのか、食品衛生上の管理をうまくやっていけるかなどについて、各学校や調理場の方々、栄養士とも相談し、関係機関と協議してまいりたいと思っております。

次に、学校給食を通してのかむ力を育てることについてであります。食べ物をよくそしゃくすることにより、あごの骨を鍛え、唾液の分泌、食物の消化が促されること及び虫歯の予防、脳の活性化につながるなど十分認識しているところであり、給食の時間には1口10回から15回かむことを児童・生徒に指導しているところであります。確かに裂きイカなど、かたいものをかませることは、前に述べたような効果は考えられますが、かむことだけがすべてではなく、栄養のバランス、食事をとらない、すなわち欠食や不規則な食事あるいは肥満や生活習慣病など、さまざまな条件のもとに障害が起こってくるわけですから、家庭及び学校での食生活を総合的に考え、対処しなければならないものと考えております。

濱田議員の主張されるところ、私どもも可能な限り学校現場での実践に向けるべく学校側、調理従事職員等との協議の場を設けるなど努力を傾けてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） まず1点目の海区の問題ですが、市長は関係機関と協力し、取り組むというようなことをご答弁いただきました。きょうは、いい答弁だったなと私は感じております。市長は、やはり素早い方でありますので、早急に対応していただけるものと思っております。

きょう私質問に立ちましたのは、三位一体の改革でも取り上げました中間貯蔵施設にかかわる交付金等、それはもう今のところは別枠であるという確認をいただきました。今後またどういふふう

に変わっていくかは、これはまた保障されないものでございまして、例えば合併特例法によりまして、交付金が10年間保障されると、これも私たちはこういうことを頼りに合併してきたわけですが、先ほど6兆1,000億円ですか、交付金が減ってきているということで、これもまたどういふふうになるかわからない状態です。それから、政府はいいことに5年ごとに見直しするとか、10年ごとに見直しするとかということで区切りをつけていますので、私たちも何か信じられるような信じられないような気持ちでいるのですけれども、今この海区の問題の取り組み方について市長にご提案申し上げたいのですけれども、総務省を窓口にして、この私たちが進めている中間貯蔵施設とやはり取引をしてもいいのではないかなと私は思っております。総務省には、強い、太いパイプラインをお持ちの市長であると認識しておりますので、その辺のところをちょっとお聞きいたします。市長、ご答弁お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 多分漁業問題の方のお尋ねであったのだらうと思うのですが、この回答文は模範文です。大変うまくできていますけれども、ここで考えられることは、関係漁業者間で地域操業協定を結べるところなのです。結べないから、まだ1海里にいるのです。こういう線になっているのです。これ一番狭いのです。漁業者間の協定というのは、新聞で報ずるところなどを注意深く読んでいますと、なかなか簡単にいかないです。これは、取引しなくても、来年になると、平成19年に見直しになるのです。その間に漁業者の方々が大いに努力していただかなければなりませんし、私どもも他の行政区域でありますけれども、漁業には特に境界はないわけですが、こういう境界はありますけれども。私どもと漁業者との間で協力し合いながら、大畑漁協の総会が今月の25日にある

そうでありますから、そちらの方に出席してよく話を聞いて、どういう状況になっているかを正確に把握しないと、こういう模範文読んでいるだけではなかなか実態を解決することにはならないと思うのです。悪くても来年の8月までにはその線が5海里になるように努力をしていかなければならないだろうと、そういう考えであります。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 先ほどちょっと私の思いから説明不足でしたが、市長はよく理解していただいているようで。当事者間が協力できれば、私ここに立っておりません、解決できれば。市長に別に頼まなくてもいいわけですけれども、昭和53年から、もう毎年毎年努力して協議しても、なかなか解決できない。これは、市長はなぜ解決できないか、わかっておられると思います。ですから、もうこの件に関してはこれ以上申し上げませんが、その力、今かぎを握っているのは市長です。今この問題を解決できるのは市長の手の中にあります。ですから、先ほどご答弁いただいたようなことを確実に守っていただくことをお願いいたします。これはこれで終わります。これ以上話しますと、また話が変わりますので。

次に、学力向上ですけれども、教育長から詳しく説明をいただきまして、地域にかなりばらつきがあるなと感じました。先般の新聞報道の中に保護者の所得が子供の学力に影響しているということが報道されておりまして、とても不安になっております。当地域も、むつ市中心街もそうではあると思いますが、大畑地区もここ数カ月の間にも廃業を余儀なくされる事業所がたくさんございました。その中で、子供たちは大人のため息を聞くたびにやる気をなくしたり無気力になっているのではないかなと不安に感じております。きょうは、余りたくさん資料を教育に関しては持ち合わせませんでした。心配からご質問に立ちまし

た。教育長、一生懸命努力していらっしゃるということですので、それをなお一層強化していただきますようお願いいたします。

それから、食育ですが、本来はこれ家庭ですべきことなのですが、なかなか生活が多様化いたしまして、家族と一緒に食事をするということができにくい時代になっております。また、労働条件が、労働環境が悪いためにお母さんたちも、それに事業所に合わせなければならない。もうわがままなんか言っていたら、すぐ首になってしまうと、そういう状況が続いております。その中でやはり給食事業において、できる限りのご努力をお願いしたいなと思っております。

また、地産地消をここで取り上げましたのは、私たちの地域の経済の低迷ですが、もしも6万7,000人の市民の食材をすべてこの地域で賄うとしたら、どうなりますでしょうか。もっともっと経済はよくなります。その一端として、まずは公共の施設にできる限り農産物、水産物を、それは取り組むことは容易なことではございませんが、一つの流れをつくりますと割とスムーズにいくものでございます。先ほど教育長、できる限りやってみますということでしたが、その辺のところ、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 大体子供たちには1食、私どもの管轄、むつ市の場合でございますが、270円から300円弱ぐらいの形でしているわけでございます。それはそれとしまして、先般今月の4日ですが、ある新聞の夕刊にも出ておったわけでございますが、昨今非常に衛生管理というのは大変難しくなりました。過剰に反応しているのではないかなというようなご指摘もあるわけでございます。しかし、こういう時代でございますので、やはり安全衛生には十分に気をつけなければならないと、こんなふうに思っているわけでございます

が、ただ、今言われますように、生産する側と、それから消費する側というのは、遠く距離を置いているのではなくて、学校側もどういうふうな農産物が当地でどのような形で生産されているかというふうなことが、やっぱり勉強を通して見ることも必要でしょうし、あるいはまた生産者側におきまして、こういうものが、いいものが出ているのですよというふうな、お互いの歩み寄りみたいなものがもう少しあってもいいのではないかなと、こんなふうに思っているわけでございます。すなわち生産者と学校側といいましょうか、あるいは消費者側といいましょうか、もっともっと近づけて、食の安全安心ということにつきまして、お互いの理解を深めていくことがまずもって大事なことはないかと、こんなふうに思っています。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） ありがとうございます。大変なこととは思いますが、一步一步進めていただきたいなと思います。

あと、市長に最後にもう一度ご確認いたします。しつこいのが私の性格でありますので。まず、漁協の総会が今月25日ですか、あるそうなので、関係機関とよく相談して、この問題を早急に進めていただきたいと思います。東部海区、確かに関係しているところは大畑、それから浜関根ではございますが、やせても枯れても市長はこの下北半島の殿様だという気持ちで、たとえ東通村が合併しなくても、大間町が合併しなくても、好きなようにやっていなさいと、それくらいの気持ちでやっぱり向かっていただきたいと思います。そして、いつか下北が一つになって、私たちのこの下北半島が日本の食糧庫と、先ほどのシライイン株式会社もありましたけれども、今青森に新幹線が参ります。もうどんどん下北から食材を届けましょうと、それくらいまでもっていただきたいと思います。まず、市長、

最後に決意をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 海区調整委員会というのがあるのですが、下北の選挙区は西と東と一緒に選挙をやっているわけですが、それが十数年たっても解決できないような大きな課題でもあるわけです。そういう問題に立ち向かう勇気を与えていただきましたので、少し頑張らせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月16日は大澤敬作議員、横垣成年議員、村川壽司議員、斉藤孝昭議員の一般質問及び建設常任委員会付託議案の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時51分 散会

